

～ 近江の美知普請 ～

滋賀県道路愛護活動事業（道路植栽施設管理・路肩除草委託）実施要綱

（趣旨）

第1条 知事は、県が管理する道路について、住民との協働による地域の道路環境保全を目的とした道路の植栽施設や路肩の維持管理を行うにあたり、自治会等の地域の団体等にこれを委託して実施することとし、これに必要な事項をこの要綱で定める。

（委託先）

第2条 委託先は、地域住民で組織された自治会、PTA、老人会等の団体（以下「道路愛護活動団体」という。）とする。

（委託の範囲）

第3条 委託の対象は、次に掲げるものとする。

（1）県が管理する道路の管理区域内に設置された、面積が概ね100㎡以上の植栽施設の維持管理およびその周辺における美化清掃（以下「植栽管理」という。）で、次に掲げるものを除く。

- ①高木（樹高3m以上）の剪定整枝等の危険が伴う作業
- ②中央分離帯等危険が伴う作業
- ③淡海エコフォスター制度で除草を実施する区間での作業

（2）県が管理する道路の路肩部（除草幅：路肩から1m程度）で延長500m以上の除草およびその周辺の美化清掃（以下「路肩除草」という。）を基本とする。ただし以下に掲げるものを除く。

- ①車道上からしか除草作業ができないなど危険が伴う区間での作業（歩道の内側や路面より下方の法面から行う路肩除草に限る）
- ②淡海エコフォスター制度で除草を実施する区間での作業

（委託内容）

第4条 委託の内容および回数は、次に掲げる内容および回数を基本とする。

（1）植栽管理（年間3回）

- ①植栽施設およびその周辺の除草ならびに植栽樹木の剪定整枝および施肥
- ②花の植えつけ、灌水および施肥（樹木が植えられていない場合）
- ③植栽施設およびその周辺道路の散在性ゴミの除去、清掃

（2）路肩除草（年間2回）

- ・路肩の除草およびその周辺道路の散在性ゴミの除去、清掃

ただし、路肩の除草については、地元住民等の了解がある場合には、刈り倒しでもよいこととする。この場合、刈草を集草するなど車道等に刈草が飛散しない対策を講ずるものとする。

なお、（1）および（2）の作業を行うため、道路愛護活動団体は、傷害保険および賠償責任保険へ加入するものとする。

（市町との役割分担）

第5条 県、市町および道路愛護活動団体は、次に掲げる役割分担のもとに協働して事業を実施する。

（1）県

県は、道路愛護活動団体が自発的に行う道路維持活動と分担して道路施設を良好かつ交通に支障を及ぼさないよう維持管理に努める。

（2）市町

市町は、道路愛護活動事業に対して、円滑に活動できるよう県および道路

愛護活動団体に対し積極的に支援を行う。また、県への支援体制を確認するため、知事と市（町）長は別記様式第1号により覚書を取り交わすこととする。

（3）道路愛護活動団体

道路愛護活動団体は、地域の道路環境保全を目的として、道路の植栽管理や路肩除草など道路構造に影響を及ぼさない維持管理を行う。

（委託額）

第6条 委託額は、別紙に掲げる委託内容ごとの単位面積当たりの単価に実施面積を乗じて得た額の合計額（直接管理費：千円未満切り捨て）と諸経費（直接管理費に6%を乗じた額：千円未満切り捨て）の合計額とし、その上限額は一契約あたり20万円程度とする。

ただし、別紙に掲げる委託内容ごとの単位面積当たりの単価については、各年度ごとに県が定めるものとする。

2 消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき上記の委託料に100分の10を乗じて得た額を消費税および地方消費税として委託料に加算する。

（散在性ゴミ等の処分）

第7条 委託により集められた散在性ゴミ等は道路愛護活動団体が分別し、市（町）長が処分する。

（事業計画書【見積書】の提出）

第8条 当事業を受託しようとする道路愛護活動団体は、各土木事務所と調整を行い、実施場所及び実施数量を特定のうえ、別記様式第2号により事業計画書【見積書】（別紙1）を知事あて提出するものとする。

（事業計画書の承認、委託契約の締結）

第9条 知事は、事前調整結果に基づく実施設計書を作成し、提出された事業計画書【見積書】を審査し、委託することが適当と認めたときは、道路愛護活動団体と委託契約を締結するものとするが、契約書は省略できるものとする。

（完了報告）

第10条 道路愛護活動団体は、委託期間満了後には、遅滞なく知事に「令和〇年度 道路愛護活動事業完了報告書」（別記様式4号）を提出しなければならない

2 知事は、前項の完了報告を受けた場合には、10日以内に委託事業の検査をしなければならない。

（委託料の支払い）

第11条 道路愛護活動団体は、前条の規定による検査に合格したときは、知事に対して委託料の支払い（別記様式5号）を請求するものとする。

2 知事は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（その他の事項）

第12条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて知事と地域の団体等が協議して定めるものとする。

（市町長への事務委託）

第13条 県は、特に必要があると認めるときは、道路愛護活動事業を市町に委託することができる。

2 委託料（事業費）は、工事費（消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項および地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82の規定に基づき工事価格に消費税法第29条および地方税法第72条の83に定める消費税率を乗じて得

た額を消費税および地方消費税として工事価格に加算した額) と事務費 (委託料 (事業費) の6%以内) の合計額とする。

(付則)

この要綱は、平成17年3月9日から施行する。

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

この要綱は、平成24年3月21日から施行する。

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別紙 委託内容ごとの単位面積当たりの単価

委 託 内 容	単位面積当たり単価
植栽施設管理委託【密に植樹されている場合】	15,800 円/百㎡
植栽施設管理委託【7割程度の密度で植樹されている場合】	11,500 円/百㎡
植栽施設管理委託【5割程度の密度で植樹されている場合】	8,500 円/百㎡
植栽施設管理委託【3割程度の密度で植樹されている場合】	5,600 円/百㎡
路肩除草委託	14,200 円/千㎡